

我が国の採血基準の改正の経緯(概略)

昭和31年 (1956年)	【採血及び供血あつせん業取締法施行】 施行規則で採血基準を制定
昭和61年 (1986年)	【新採血基準施行】 400mL全血採血、血漿成分採血及び血小板成分採血を追加
平成3年 (1991年)	【新採血基準施行】 血液の比重・血圧などの基準の緩和、成分採血時の献血量の上限の見直し
平成11年 (1999年)	【採血基準の見直し】 全血採血及び血漿成分採血について年齢の上限引き上げ ・64歳→69歳